

令和8年第2回

美幌町農業委員会総会議事録

令和8年5月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和8年5月25日(月) 午後1時30分から午後1時56分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	1番	瀬尾和義君		2番	田中康弘君
	3番	小谷直巳君	職務代理	4番	鳥井隆君
農地部会長	5番	高柳博樹君		6番	川尻眞幸君
	7番	鎌仲照幸君		8番	松浦健君
振興副部会長	9番	川原直人君		11番	酒井祐二君
	12番	中村寿恵子君		13番	川尻良子君
農地副部会長	15番	大前真幸君		16番	飯島優浩君
	17番	安藤尚浩君	振興部会長	18番	武田透君
	19番	溜井義彦君	会 長	20番	梅津幸一君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	水上修一君	主査	山内慶治君
主事	龍瀧宗良君	主事	佐保竣太郎君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和8年第2回 美幌町農業委員会総会
令和8年5月25日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 1 号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	議案第 2 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
日 程 第 7	議案第 3 号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 8	議案第 4 号	農地法第5条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第 5 号	現況証明願について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和8年第2回美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては梅津会長よりお願いいたします。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名いたします。議事録署名委員は議席番号3番 小谷委員、同じく議席番号4番 鳥井委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、龍瀧主事、佐保主事を指名いたします。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案4件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号10番 横山委員、議席番号14番 大屋委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたします。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。この中から北見市で開催のオホーツク農業委員会連合会総会について報告します。内容としては令和7年度の事業報告・収支決算、令和8年度の事業計画・収支予算案について原案のとおり承認決定されました。この会議の資料につきましては事務局に保管しておりますので必要があればご覧いただきたいと思います。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定いたします。
議 長	日程第5、報告第1号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページから4ページの6法人でございます。
	【 議案の基づき、説明 】
事 務 局	以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>てを満たすものと確認いたしましたので報告いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>ご異議なしと認め、報告第1号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第6、議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。</p> <p>昨年の5月総会においても本件について決議いたしました但各市町村の農業委員会総会において農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を年1回以上、実施しなければなりませんので本年についても決議いたします。なお、新任の委員もいることから改めて経過からご説明させていただきます。議案参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>令和元年10月17日、奈良県安堵町農業委員会会長が農地転用のために虚偽の申請を行った農地法違反で逮捕。一週間後の10月23日、大分県別府市農業委員会会長が農地転用をめぐる現金を受け取り収賄の疑いで逮捕。連続して農業委員会会長が逮捕されるという事態を受け、同年10月28日、30日、北海道農業会議会長、農林水産省経営局長から農業委員会等の綱紀粛正について通知が発出。同年11月28日、全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくこととなりました。続いて同年12月18日、北海道農業会議会長から全国農業委員会会長代表者集会における申し合わせの決議の趣旨に則り、各市町村の農業委員会総会において農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の年1回の実施要請と注意喚起について通知があったものです。こうした経過によりまして年1回の決議に至っております。議案2ページにお戻り願います。それでは決議内容について事務局の方で朗読いたします。</p> <p>農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議</p> <p>私たち農業委員は農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する債務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>記 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2 農業委員として高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和8年5月25日 美幌町農業委員会 ご説明は以上でございます。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>ご異議なしと認め、議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は決議することに決定をいたします。</p>

議長 日程第7、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。内容番号1号。なお、内容番号1号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

事務局 今月の案件は全5件で内容につきましては贈与が3件、賃貸借が1件、売買が1件でございます。内容番号1号についてご説明いたします。参考資料は3ページをご覧ください。本件は贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は豊岡〇〇番〇他計6筆、面積は合計〇〇㎡で申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料4ページの調査表にあるとおり、取得後、全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

9番 内容番号1号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族4人で畑作4品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを4月27日、鳥井委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議長 内容番号2号。

事務局 内容番号2号についてご説明いたします。参考資料は5ページをご覧ください。本件は贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は美和〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇㎡で申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料6ページの調査表にあるとおり、取得後、全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

4番 内容番号2号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを4月27日、小谷委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号2号は適当と認めます。
内容番号3号。

事務局 内容番号3号についてご説明いたします。参考資料は7ページをご覧ください。本件

は賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は報徳〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇㎡で、申請理由は賃貸借、賃貸借料は議案記載のとおりです。賃貸期間は許可日から令和11年12月30日までで権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料8ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

19 番 内容番号3号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族2人で畑作3品、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを4月21日、田中委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。
内容番号4号。

事 務 局 内容番号4号についてご説明いたします。参考資料は9ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は野崎〇〇番〇、面積は〇〇㎡でございます。申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。参考資料10ページの調査表にあるとおり、取得後、全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

1 番 内容番号4号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族2人で玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを4月17日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。
内容番号5号。

事 務 局 内容番号5号についてご説明いたします。参考資料は11ページをご覧ください。本件は贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は豊幌〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇㎡で、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料12ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

17 番 内容番号5号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族3人で畑作3品、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い申し上げます。なお、農地法第

	<p>3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを4月20日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
事 務 局	<p>ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。</p> <p>議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>内容番号1号。</p>
事 務 局	<p>内容番号1号についてご説明いたします。参考資料は14ページをご覧ください。本件は蓄電所、データセンター及びソーラーパネル設置のため農地法第5条により農地転用を行うものでございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は日の出2丁目〇〇番〇、面積は合計〇〇㎡、農地区分は第3種農地で都市計画区域内の工業地域でございます。転用目的は太陽光発電設備設置のためで計画の概要は令和8年度の蓄電所設置が〇〇㎡、令和9年度のデータセンターの設置が〇〇㎡、メンテナンススペースが〇〇㎡、通路が〇〇㎡、令和10年度の太陽光発電所が〇〇㎡で合計面積が〇〇㎡で全体の工事期間は許可日から令和10年12月末日までとなっております。そのほかの内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。</p>
12 番	<p>内容番号1号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は市街地にあり、これまで〇〇さんが家庭菜園として利用していた農地に太陽光発電施設を整備するため転用するもので4月28日、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。</p> <p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第5号「現況証明願について」を議題といたします。</p> <p>内容番号1号。</p>
事 務 局	<p>内容番号1号についてご説明いたします。参考資料は17ページをご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は豊岡〇〇番〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。</p>
15 番	<p>内容番号1号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は現在、雑種地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを4月27日、川原委員、鳥井委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。</p>

議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。 議案第5号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第2回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。
事 務 局	ご苦労様でした。
	閉会 午後1時56分

令和8年5月25日開催の第2回美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員